

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 福井 せいじ

- 1 日時
平成 30 年 7 月 3 日（火曜日）
午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 59 分散会
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
福井せいじ委員長、千葉絢子副委員長、高橋元委員、高橋但馬委員、
菅野ひろのり委員、岩崎友一委員、中平均委員、千田美津子委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
戸塚担当書記、須川担当書記、藤村併任書記、日向併任書記、久慈併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
大友環境生活部長、高橋副部長兼環境生活企画室長、
田村環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、小島参事兼環境保全課総括課長、
稲盛技術参事兼県民くらしの安全課総括課長、小野寺環境生活企画室特命参事、
古舘若者女性協働推進室長、高橋環境生活企画室企画課長、
高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、
八重樫環境生活企画室放射線影響対策課長、
佐々木資源循環推進課総括課長、高橋自然保護課総括課長、
前田県民くらしの安全課食の安全安心課長、
浅沼県民くらしの安全課県民生活安全課長、
高橋県民くらしの安全課消費生活課長、佐々木廃棄物特別対策室再生・整備課長、
田村廃棄物特別対策室廃棄物施設整備課長、
工藤若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、
四戸若者女性協働推進室NPO・協働課長
 - (2) 保健福祉部
八重樫保健福祉部長、野原技監兼副部長兼医療政策室長、
高橋副部長兼保健福祉企画室長、佐野医師支援推進室長、
中野保健福祉企画室企画課長、佐々木健康国保課総括課長、
菊池地域福祉課総括課長、近藤長寿社会課総括課長、

山崎障がい保健福祉課総括課長、伊藤障がい保健福祉課特命参事、
門脇子ども子育て支援課総括課長、福士医療政策室医務課長、
稲葉医療政策室地域医療推進課長、菅原医師支援推進室医師支援推進監

(3) 医療局

大槻医療局長、千葉医療局次長、佐野医師支援推進室長、
吉田経営管理課総括課長、三田地職員課総括課長、
菅原医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(請願陳情)

受理番号第72号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求め
る請願

(2) 保健福祉部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第 73 号 東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める
請願

イ 受理番号第 74 号 被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求
める請願

ウ 受理番号第 75 号 精神障害者の交通運賃・料金割引を求める請願

(3) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○福井せいじ委員長 ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議
を行います。

なお、本日は医療局関係の議案等の審査はございませんので、医療局職員に対する委員
会への出席要求は行っておりませんが、医療局から盛岡労働基準監督署から岩手県立中央
病院に対する是正勧告への対応について発言を求められております。このため、保健福祉
部関係の審査終了後、医療局職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじ
め御了承願います。

初めに、環境生活部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 72 号地方消費者行政
に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○高橋消費生活課長 受理番号第 72 号地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める請願について御説明いたします。

まず、資料の 1 の地方消費者行政推進交付金の概要についてですが、平成 21 年の消費者庁の発足に合わせて、国は地方の消費者行政の充実強化のために、これまでこの交付金などによって県や市町村を支援してまいりました。

上の図にありますように、県は消費生活相談員の研修や広域的な消費者教育の推進に、市町村では消費生活相談員の配置や住民への普及啓発などに取り組むことによりまして、本県では平成 25 年度に全市町村に消費者相談の窓口が設置されるなど、相談体制の整備が図られてきたところでございます。

真ん中の事業のメニューですが、1 の機能整備、強化から 6 の問題解決力の強化に至るまで、幅広く消費生活相談員の人件費や研修、住民への普及啓発に係る経費など、地域の実情に応じて活用してまいりました。

下の表でございます。県や、例えば A 市の例でございますが、活用期間が事業に着手した年度から原則 7 年、一定の要件を満たせば最長 9 年とされております。事業ごとに順次着手した年度に応じて、活用期間が過ぎれば、この交付金による支援というのは終了となります。現時点で完了や終了している事業もあれば、継続している事業もありまして、着手した年度に応じて国の財政支援の終了時期というのがさまざまとなります。

なお、表の下に記しておりますが、新規事業の開始期限が本県の場合は平成 30 年度までとされておまして、この交付金による国の支援は最長で 2026 年度までになります。

資料をおめくりいただきます。次に、2 の地方消費者行政強化交付金の概要についてでございます。これは、今年度から措置されたものでございます。さきに申し上げた推進交付金とは異なりまして、国の重要施策として示された事業が対象でございまして、補助率は事業ごとに 2 分の 1 となっております。

真ん中の事業のメニューでございますが、まず活用期間は最長で 3 年です。対象となる事業は、例えば上から 2 行目に訪日、在日外国人向け相談窓口の整備などとされる一方で、表の外でございますが、消費生活相談員の人件費などは対象外となるなど、県や市町村が求める事業内容とは必ずしも一致していない状況でございます。

次に、その下の 3 の国への要望についてですが、県や市町村が継続的に消費生活相談体制を維持、強化していくためには、引き続き安定的な財源確保が必要でございます。このことから、県ではこれまでも財政支援の継続を国に要望してきたところでございまして、昨年度は全国知事会、全国市長会などでも要望している状況でございます。

参考までにことしに入って、下の四角囲みでございますが、県では先月 6 月に交付金の使途の拡充の内容を含みます、地方消費者行政に係る財政支援の継続、拡充を要請したところでございます。

参考までに、最後の箱でございますが、5 月には東北市長会でも財政的支援について要望している状況でございます。

最後、おめくりいただきまして、4の国の交付金額の推移でございますが、国のこれまでの予算規模を掲げておりますので、参考までにごらんいただければと思います。

以上で、受理番号第72号についての参考説明を終わります。

○**福井せいじ委員長** それでは、本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**高橋元委員** 請願の中身なのですけれども、中段のところに平成30年度の予算策定に向けてというくだりがあるんで、45億円程度の交付金の要求とあり、その下に24億円という数字が出ており、この差が20億円余りあるのですけれども、この差はどのような内容で差が出てきているのかについてお伺いします。

それから、現事業の維持が危ぶまれているというくだりがありますが、これはどういうことなのか、どういう点で危ぶまれているのか、その辺をどのように捉えているのかをお伺いしたいと思います。

○**高橋消費生活課長** まず、最初の数字でございますが、これはある報道でございますので、実際に地方公共団体が45億円程度要求しているかどうかは定かではございませんが、実際そこに対しての財政措置は24億円となっております。その内容は、各地方公共団体で、いろんな消費者行政を推進したりということで、例えば相談員の増員や、いろんな研修会をもっと多く開きたい、国やいろんなところが研修を行っていますので、そちらに参加をたくさんさせたいとか、回数や距離とか、いろんな形での要望があります。そういうものを合算しますと、ここに出ている45億円になるかと思えます。ただ、実際に45億円の予算がつけば、それは満足してできるでしょうけれども、予算がつかなかったことも事実でございます。

もう一つ、下の危ぶまれるというところでございますが、先ほどの資料で、1ページ目の下の活用期間の例で、下にA市という例を掲げております。A市の2行目の消費生活相談員の人件費ですが、推進交付金で10分の10の人件費が措置できまして、今でも措置されているところでございます。活用期間が7年もしくは9年過ぎれば、その支援は終わりです。平成30年度から始まった次のページの交付金が使えらるかという、そういう経常的なものには使えませんので、消費生活相談員をどのように維持するかということになります。一つの例として、A市の矢印が終わった後を書かせていただいております。例えばその自治体では、一般財源で窓口体制の維持をしなければならないことや、場合によりまずと人数を削減ということで苦慮しなければいけないことになると、体制の維持が危ぶまれることにつながると思えます。

○**千田美津子委員** この地方消費者行政は大事な事業でありまして、例えば消費生活相談員を減らしていいという現状ではなく、むしろふやしていかなければならない状況に各市町村ともあるのではないかと思います。ただ、自主財源でやるとなると、おのずと限界があるので、そういう部分では非常に大変なことだと思います。

一つお聞きをしたいのは、いただいた資料の3枚目に地方消費者行政推進交付金が平成30年度までであるように矢印が伸びていますが、合計額で36億円というのは地方消費者行

政強化交付金の24億円プラス平成29年度の補正予算の12億で36億円ということなのか。地方消費者行政推進交付金は全く見られていないということなのかどうか。それから、この地方消費者行政推進交付金と地方消費者行政強化交付金の違いはどのようなところにあるのかについてお聞きをしたいと思います。

○高橋消費生活課長 まず最初に、お尋ねの交付金額についてでございます。委員御指摘のとおり、平成30年度の交付金の合計は36億円になります。これは、地方消費者行政強化交付金の24億円と、地方消費者行政推進交付金の一部の12億円を足したものでございますので、地方消費者行政推進交付金の分も入って36億円という御理解をいただければと思います。

この二つの違いでございますが、今までの交付金でございます地方消費者行政推進交付金は、補助率10分の10で、交付金の事業メニューが幅広く、地方の求める独自の施策にかないやすいという部分があり、事業期間をある程度長めにとれました。一方で、今年度から始まった地方消費者行政強化交付金につきましては、国が指定したメニューがある程度限定的であり、補助率は2分の1で、期間が3年でございます。国は今まではある程度、地方消費者行政が立ち上がるまでは面倒を見ていくけれども、今後はひとり立ちしていただいて、国が求める施策等に協力してもらうのであれば、出すという方向と見ております。

○千田美津子委員 一定程度整理されると、手を引くのがほかの補助金等でも多いのですけれども、地方消費者行政強化交付金が3年というのは短いし、あと事業費の規模も限定されているということで、少額だと思います。

岩手県として、あるいは東北市長会などで要望されているということですが、この動きをもっと広げていって、ぜひ予算を獲得してほしいと思うのですけれども、見通しや手応えはいかがですか。

○高橋消費生活課長 ことしに入ってから本県及び東北市長会で国に要望しており、先週の6月29日に全国市長会が国に要望したと伺っておりますし、全国知事会も今後要望する予定があると伺っておりますので、全地方公共団体を巻き込んだ形での国への要望が昨年度に引き続き、今年度もあるかと思えます。

○中平均委員 教えていただきたいのですけれども、消費生活センターを各自治体でつくるということで進めていたと思うのですが、消費相談を行って21年間がたち、直近の数字の経緯というか、どういう相談があつて、どうふえていて、そしてその上でだからこそより充実していかなければならないということだと思ふのです。いろんな相談あると思うのですけれども、相談件数や内容に特徴的なことがあれば教えていただきたいと思えます。

○高橋消費生活課長 過去10年でございますが、例えば平成20年度、平成21年度くらいには県と市町村合わせて、相談件数1万3,000件ほどでございます。その後、平成23年度から今日に至るまで、若干下がっておりますが、1万件程度で高どまりしている状況でございます。県、市町村を合わせて、総相談件数は県で1万件を下回らないという状況が続いています。

相談内容でございますが、最近の事例でございますと、例えば運輸、通信に係るインターネット等による架空請求といったものや、本県の場合は多重債務や、借金の借入れの問題等が多いという傾向でございます。

申しわけないのですが、市町村ごとの特徴は把握しておらず、全県ベースでの相談内容を俯瞰しますと、こういった状況でございます。

○**中平均委員** 国の補助メニューが変わってくる中で、岩手県でもそうですし、各市町村が人件費を削っていかなければならないのではないかとという中で、例えばある市で消費生活相談員が2人いたところを1人にしていくとなった場合に、想定される不利益といえますか、影響というのはどう見ているのか。受け付け時間が短くなるなど、いろいろあるかと思うのですが、それによって、相談したい県民、市町村民への消費者行政について、後退する想定があれば、御提示をお願いします。

○**高橋消費生活課長** 例えば、今まで配置していた複数の消費生活相談員が1人減って配置せざるを得ない形になりますと、住民サービスの低下、質の低下、量の低下につながるかと思えます。もしそういうことがあれば、その市町村は、広域で核となる市で消費生活相談員を配置しているところにおつなぎするなどという形で、市町村間の連携も考えざるを得ない場合もあるかもしれません。地元にいる消費者の相談への質、サービスの低下が予想されると思えます。

○**中平均委員** そういった中で、国がこれからどうしていくかが大きな課題になってくる。現段階の状況だと、岩手県としてもどうしていくかを、場面、場面でやっていかなければならないということですね。

直接、請願に関係はないかもしれませんが、1点教えてください。この消費生活センターに来て、例えば詐欺事案とかは警察などと連携して当たっているのか。また、大体どれくらいの件数で、実態はどうなっているのについて教えていただきたい。

○**高橋消費生活課長** 警察に情報提供する事案について、件数は把握しておりませんが、年によって違いますが毎年あります。警察、弁護士会、市町村、学校、教育委員会等とも定期的に連絡をとり合い、情報共有、情報交換させていただいておりますので、そういう部分で悪質業者の早期発見とか未然防止、消費者被害の未然防止に努めております。

○**福井せいじ委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思えます。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○**岩崎友一委員** 具体的に御説明をいただいたところございまして、この消費者行政の件に関しましては、先ほどありましたように、平成29年度補正予算で地方消費者行政推進交付金が12億円、平成30年度当初予算で地方消費者行政強化交付金が24億円ということで、計36億円が措置されていると今回の請願の文言にあります。45億円程度の地方消費者行政推進交付金の要求額の根拠はわかりませんが、我々としては現段階において

おおむね必要な交付金の水準は確保できるものと考えております。

また、事務の関係に関しましても、地方公共団体の事務として取り組んでいけるように地方交付税措置の拡充も図られていると認識をしております。

ということで、今回の請願に関しては、我が会派としては反対をさせていただきたいと思っております。

○福井せいじ委員長 不採択ということですか。

○岩崎友一委員 不採択。

○千田美津子委員 私は、採択すべきだと考えます。先ほども言いましたけれども、この事業は市町村にとって非常に大事な事業であり、相談件数は県内で1万件を下回らないという状況がありました。そういう状況の中で、さきほど警察の話もありましたが、深刻な相談もふえているようです。そういった意味からすれば、これらについては、充実することはあっても減らす状況は好ましくないということで、この請願は採択すべきだと考えます。

○福井せいじ委員長 それでは、ほかに意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井せいじ委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定しました本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○福井せいじ委員長 それでは、ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきしたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結し、お諮りいたします。

意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって環境生活部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** ほかになければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第 73 号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願及び受理番号第 74 号被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**佐々木健康国保課総括課長** 受理番号第 73 号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願及び受理番号第 74 号被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願について、お手元に配付しております資料の御説明を申し上げます。

まず、1 の一部負担金等免除の取り組みについてでございますけれども、(1) に国の支援の経過をお示ししております。平成 24 年 9 月 30 日までは、被災者に係る医療費の一部負担金等の免除に要した費用は、全額国が補填していたところでございますけれども、国の全額補填の支援終了後、平成 24 年 10 月 1 日以降におきましては、既存の特別調整交付金の仕組みに基づき、基準を満たした場合に国が 8 割を支援する形に変更されました。

具体的に申し上げますと、箱囲みに記載しておりますとおり、免除額が一部負担金等の所要額の 3%、後期高齢者医療の場合は 1% を超える場合について、免除に要した費用の 10 分の 8 を国の特別調整交付金の交付対象とするというものでございます。

次に、(2)、県の支援でございますけれども、国のこうした変更を踏まえまして、県では県内全ての市町村等におきまして、平成 24 年 10 月以降も引き続き免除措置が講じられますよう、財政支援といたしまして特例措置支援事業費補助を実施しているところでございます。現在のところ、平成 30 年 12 月まで支援を行うこととしております。

財政支援の具体的な内容につきましては、下の事業イメージ図にお示ししております。基本は、左側の図のとおり、国の特別調整交付金で免除所要額の 10 分の 8 が支援されますので、残り 10 分の 2 について、県と市町村等で折半することとし、県が 10 分の 1 を補助しております。

また、基準を満たさず国の特別調整交付金の交付対象とならない場合や、調整交付金の制度がない場合におきましては、右側の図のとおり、市町村負担が 10 分の 1 となるよう、県が残りの 10 分の 9 を補助しております。

ただし、国民健康保険につきましては、基準を満たさない場合、真ん中にお示ししておりますとおり、県の特別調整交付金により 10 分の 8 を交付しておりますので、残り 10 分の 2 について、県と市町村とで折半することとしております。いずれの場合におきましても、一部負担金等の免除を行います場合、国の特別調整交付金の対象となるか否かにかかわらず、市町村の負担が 10 分の 1 となるよう県が財政支援を行っております。

次のページをお開きいただきたいと思います。2の免除証明書の交付状況でございます。住まいが全半壊するなど免除要件に該当する被災者は、保険者が発行する免除証明書等を医療機関等の窓口に提示することにより、一部負担金の支払いが免除される取り扱いとなっており、制度ごとの免除証明書の交付状況は表にお示ししているとおりでございます。

次に、必要経費でございますけれども、県の支援に要する経費は、平成30年度当初予算ベースで申し上げますと、合計で4億3,600万円と見込んでおります。また、これに加えて、国民健康保険につきましては、欄外の米印に記載しておりますとおり、さらに県特別調整交付金により1億6,000万円の支援を見込んでおります。

次に、4の他県の状況でございます。まず、宮城県でございますが、平成24年度末で県の財政支援が終了しております。平成26年度以降は市町村及び後期高齢者医療広域連合の負担によりまして、全市町村において市町村民税非課税世帯に対象者を限定して、免除措置を行ってございましたけれども、平成27年度末で多くの市町村が事業を終了し、平成28年度は9市町村、平成30年4月以降は3市のみで継続している状況でございます。

なお、後期高齢者医療につきましては、平成27年度末で事業を終了しております。

次に、福島県でございます。国民健康保険につきましては、帰還困難区域等13市町村について、原発事故関連で国から全額補助が延長されて、現在まで継続しております。これに含まれない被災3市町につきましては、県の財政支援により免除措置を継続している状況でございます。

次に、5の他の医療保険制度の状況でございますけれども、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、共済組合などの被用者保険につきましては、保険者による支援が平成24年9月末で終了しております。

最後に、6の国に対する要望についてでございますけれども、平成24年度以降、国に対しまして、平成24年9月末までの特別な財政措置と同様の十分な財政支援、すなわち免除に要した費用を全て国が負担することについて要望したところでございます。説明は以上でございます。

○**福井せいじ委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**高橋但馬委員** 受理番号第73号ですけれども、社会保険の現状についてお知らせ願います。

○**佐々木健康国保課総括課長** 社会保険につきましては、先ほど説明の中でも触れたところでございますけれども、平成24年9月末で一部負担金等の免除が終了しております。それ以降は、通常の負担となっております。

○**高橋但馬委員** この免除が復活することによって、使用者の負担はふえてくるということではよろしいですか。

○**佐々木健康国保課総括課長** 組合によってさまざま取り扱いが異なる場合があるとは思いますが、一般論で申し上げますと使用者の負担がふえることにならうかと思っております。

○福井せいじ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

○中平均委員 取り扱いを聞いていいですか。これは受理番号第73号と第74号が別々に出ていますけれども、中身的にはある程度似た感じだと思うのですが、今回は1件ずつ採択、不採択をとって、その後、意見書は一本にまとめて出す予定なのか確認したいと思います。

○福井せいじ委員長 そのとおりでございます。皆さん、御理解いただいたでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 1件ずつお諮りします。

まず、受理番号第73号東日本大震災被災者の医療費窓口負担の免除継続を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○高橋但馬委員 1、2については賛成ですが、3については反対ということで、部分採択をお願いします。

○岩崎友一委員 私も先月まで約7年仮設住宅で暮らしましたので、請願趣旨は十二分に理解をしております。その上で、我が会派としての取り扱いについてですが、1に関しては、これは国民健康保険の部分だと思うのですが、賛成させていただきたいと思います。

2の国において云々というものに関しましては、もともと財源が東日本大震災津波復興基金から県が支払っている状況でございます。そもそも復興基金というのは、金額は忘れましたけど、国から来たお金と、クウェートからの寄附金が300億円くらいで、その中から何十個も事業を行い、そのうちの一つがこの医療費免除であるかと思います。そういった中で復興基金の運用計画に関して、我々はこれまでも議会で取り上げてきましたけれども、計画性がなかった部分や、何が必要で、何が不必要でという分別の上、県でやるべきだと思いますので、国に対して全額の補助を求めることに関しては反対をさせていただきます。

3の社会保険の部分に関しましては、復興の本旨の中では、一人一人の社会的な自立ということも非常に重要な観点であるかと思います。ですので、会派としては日常を取り戻している方々の社会保険の復活ということに関しては、反対をさせていただきたいと思います。

最後に1点ですが、1の国民健康保険の継続に当たりましても、我が会派としては、国民健康保険といっても所得の高い方も低い方もおります。低い方が多いと思うのですが、やはり高い方もいるということで、県で延長するにしても、所得制限を設けるなどを行ってもいいのではないかという声もございましたので、それは申し添えたいと思います。

よって、1は採択、2、3は不採択でお願いしたいと思います。

○福井せいじ委員長 ほかにありますか。

○高橋元委員 会派としては、1、2は採択、3が不採択という扱いでお願いしたいと思います。

社会保険については、国民健康保険と違って、仕事をしているということを含めて、ある程度は支払うことができる力があると思っています。

それと、先ほど自由民主クラブからも、お話がありましたが、復興基金を含めて財源そのものが限られている中で、重点的に手を入れるところと、少しは頑張ってもらうところをつくっていかないと、継続してやっていくのに厳しいと思っていますので、それを含めて3については不採択とします。

○福井せいじ委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 それでは、本請願については項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例257では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして、一部採択を認めております。ついでに、項目によって意見が異なる委員がいる場合には、項目ごとの採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井せいじ委員長 起立全員であります。よって、請願項目の1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井せいじ委員長 起立多数であります。よって、請願項目の2は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の3を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井せいじ委員長 同数であります。よって、委員会条例第14条第1項の規定により委員長において請願項目3に対する取り扱いを決定いたします。

請願項目の3について、委員長は不採択することにいたします。よって、請願項目の3については不採択とすることに決定いたしました。

続きまして、受理番号第74号被災者の医療費・介護保険利用料などの免除措置の継続を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○岩崎友一委員 先ほどと重複する部分もございますけれども、1に関しましては、先ほどと同様の理由で反対、2に関しては賛成ということで、部分採択をお願いしたいと思います。

○福井せいじ委員長 ほかにありますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 ほかに意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 本請願については、項目によって意見が異なります。先ほどと同様、御承知のとおり、本県議会先例 257 では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして、一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の 1 を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井せいじ委員長 起立多数であります。よって、請願項目の 1 は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の 2 を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福井せいじ委員長 起立全員であります。よって、請願項目の 2 は採択と決定いたしました。

ただいま一部採択及び採択と決定したこれらの請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○福井せいじ委員長 お読みの中で申しわけないのですが、お手元に配付しました意見書案のうち、項目の 2 は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。2 は削除です。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 75 号精神障害者の交通運賃・料金割引を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 受理番号第 75 号精神障害者の交通運賃・料金割引を求める請願について、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

資料1 ページの1の障がい者に対する交通運賃・料金割引の状況をごらんください。表の最初の行は、割引の対象となる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者数でありまして、それぞれごらんのとおりの人数となっております。

その下の行からが割引の状況となりますが、JRの鉄道運賃については、身体障がい者及び知的障がい者は5割引きですが、精神障がい者は割引の対象となっております。なお、第三セクター鉄道のIGRいわて銀河鉄道及び三陸鉄道においては、身体障がい者及び知的障がい者とともに、精神障がい者も矢印で示しております下の表の鉄道の欄のような内容で運賃が5割引きとなっております。

次の航空運賃については、身体障がい者及び知的障がい者に関しては、事業者ごとに設定することとなっております、日本航空の場合は4割引き程度、全日空の場合は3割引きから4割引き程度などとなっておりますが、精神障がい者は割引の対象となっております。

その次の高速道路料金については、身体障がい者は5割引き、知的障がい者については重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合に5割引きとなりますが、これについても精神障がい者は割引の対象となっております。

参考といたしまして、表の一番下の行のバス運賃についてですが、このページの下に米印3、バス運賃の割引に係る県の取り組みにございますとおり、平成25年12月に県議会に提出されました精神障がい者への公共交通機関の運賃割引制度の拡大を求めることについての請願の採択を受けまして、県においては平成26年から平成27年にかけて、バス協会及びバス事業者に対して、精神障がい者のバス運賃の割引を継続して要請しました。その結果、矢印でお示しております表のバスの欄のような内容で、平成28年4月から精神障がい者も運賃が5割引きとなったところでございます。

続きまして、2ページをごらんください。2の割引に係るこれまでの経過でございます。身体・知的障がい者の欄のとおり、昭和27年から身体障がい者に対する鉄道運賃の割引が始まり、次いで昭和56年から同じく身体障がい者に対する航空運賃の割引が開始され、その後、平成3年から知的障がい者に対する鉄道運賃及び航空運賃の割引が実施され、さらに平成6年から身体障がい者及び知的障がい者を対象として、有料道路通行料金の割引が始まったという経過となっております。

なお、参考事項であります。精神障がい者の欄にございますように、精神障害者保健福祉手帳は平成7年に導入されましたが、手帳に本人写真の添付がなかったことから割引を受けるための本人確認が困難であったと思われ、平成18年の精神保健福祉法の一部改正で本人写真を添付できるようになったことにより、本人確認が可能となったという経緯もございます。

最後に、3の国に対する要望についてであります。県では、平成22年度から政府予算提言、要望において、精神障害者保健福祉手帳の所持者についても、他の障がいの手帳の所持者と同様に運賃割引の優遇措置が受けられるように、国において、大手バス会社やJR

各社に対して要請するよう要望してまいりました。さらに、県内でバス運賃の割引が導入された平成 28 年度以降については、国において、J R 各社に対して同様の要請をするよう継続して要望しております。説明は以上でございます。

○福井せいじ委員長 それでは、本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○高橋元委員 知的障がい者と精神障がい者を、なぜ国は区別をして取り扱っているのかという本質が理解できないのでその辺をお伺いしたい。

二つ目には、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されていることで、その後、区別についての国としての動きはどのようになっているのか。

それから、申請しないのかもしれませんが、もし全部の障がい者が対象となると岩手県としてはどれぐらいの方が対象になっているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 まず、1 点目の知的障がい者と精神障がい者の取り扱いの違いでございますが、国において何らかの意図があつて、こういう取り扱いになっているかどうかにつきましては、大変申しわけございませんが、承知しかねるところでございます。

2 点目の障害者差別解消法が施行されて、国としてはどのような動きをしているかという点でございますけれども、障害者差別解消法が施行されたことに伴いまして、国や地方公共団体におきましては、対応要領をつくることとなっておりますし、国においては先頭に立って、その対応要領をつくって対応してきておりますし、本県におきましても対応要領を制定し、対応しております。

○福井せいじ委員長 3 点目に、精神障がい者が対象になることによって、県に影響があるのかをお願いします。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 申しわけございませんが、精神障がい者が対象となることに伴う県への影響につきましては、現段階では財政的な影響も含め、想定しておりません。

○高橋元委員 対象の人数はどのくらいになるのか。

○福井せいじ委員長 精神障がい者の人数はどのくらいになるかについては、資料に 1 万 35 人と書いてあります。

○高橋元委員 県としては、政府予算提言、要望で出しているとのことですが、その回答はどのような回答であるのか。そこに理由やデータが書いてあるのではないかと思います。その辺が推測できるような内容になっていないのか。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 国に要望いたしました結果として、国がどのような動きをしたのか、働きかけを行ったのか否かを含めまして、大変申しわけございませんが、県のほうに情報として入ってきておりません。国が実際に J R に対して働きかけを行ったかどうかも含めて把握しておりません。

○高橋元委員 それぞれの障がい者差別の解消ということも含めて、県の条例でも障がい者の差別については定めておりますので、これは早期に解消されるべきものと思っております。

ます。県内では三陸鉄道を含めて第三セクターでも理解を得ているということなので、今後引き続き航空会社、あるいはJ Rを含めて、働きかけを強化していただきたい。これは要望にしたいと思います。

○岩崎友一委員 精神障がい者の割引で、第三セクター、いわて銀河鉄道、三陸鉄道、バス会社も岩手県交通、岩手県北バス、J R東北がこの5割引きをしております。これに対しては、事業者負担という形で5割引いてそのままなのか、引いた分に関しては、例えば県から補助金みたいなものが入っているのか確認させてください。

○山崎障がい保健福祉課総括課長 割引をしたことに対する助成等については、私どもでは承知しておりません。

○福井せいじ委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 採択という意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定しました本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○福井せいじ委員長 それでは、お手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって保健福祉部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県子どもの生活実態調査の実施について発言を求められておりますので、これを許します。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 岩手県子どもの生活実態調査の実施について御説

明をいたします。なお、便宜、お手元に配付しております資料、「岩手県子どもの生活実態調査」概要に沿って説明をさせていただきます。

まず、本調査の1の目的についてであります。記載のとおり、子どもの生活実態、保護者の就業、収入状況、子育て支援施策の利用意向等についての調査を実施し、実態を踏まえた具体的な支援施策検討のための基礎データとするとともに、支援を要する世帯のニーズを把握し、個別支援につなげることとしております。

2の調査内容についてであります。まず①の子どもの生活実態調査につきましては、困窮世帯と他の世帯との比較により、子どもの貧困対策推進施策の基礎データとするため、県立中学校、義務教育学校を含む県内の公立小、中学校に在籍する小学5年生、中学2年生とその保護者の合計約4万4,000人を対象に、無記名調査として学校での配付、回収により実施をするものでございます。

次に、②の就学援助制度利用世帯等調査につきましては、公的支援の認知度や利用状況等の調査を行い、困窮世帯の実態や支援ニーズなどを明らかにしようとするものでございます。調査対象者は、県内の公立小、中学校に在籍をしている就学援助制度等を利用している全世帯でありまして、要保護、準要保護の全世帯を対象として、保護者の方に無記名調査として回答いただくものであり、学校での配付、回収により実施することとしております。

次に、③の支援ニーズ調査につきましては、子育て全般に係る支援ニーズを明らかにし、必要に応じて市町村や児童相談所等の公的な相談機関による個別支援につなげるための調査でございます。調査の対象は、県内の公立小、中学校に加え、特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者の全てとし、自由記載方式により行いますが、ニーズに応じての個別支援につなげるため、記名式での回答をお願いし、調査票は学校で配付をいたしますが、各家庭からは郵送で直接県に提出をいただくものでございます。

次に、3の調査時期についてであります。8月20日に調査票を一斉配付し、①の子どもの生活実態調査と②の就学援助制度利用世帯等調査につきましては8月31日までに学校に提出をいただき、回収をすることとしております。なお、2学期の始業式が8月20日以降となる学校につきましては、配付日を2学期の始業式当日とし、提出は配付日の10日後を目途として回収をいただくこととしております。

また、③の支援ニーズ調査につきましては、学校で配付をして、各御家庭から後納郵便封筒を利用して郵送していただきますが、本年12月末まで受け付けを行うこととしております。

次に、資料の裏面、4の調査項目についてでございます。①の子どもの生活実態調査につきましては、保護者向けの設問として大きく五つに区分をいたしまして、Ⅰの世帯の状況では世帯構成や住環境、保護者の就業・収入の状況など、Ⅱの生活状況では食事や健康状態、学校生活、放課後の過ごし方など、Ⅲの教育の支援に関する項目では勉強の理解度、教育関係の支出など、Ⅳの生活の支援、経済的支援等に関する項目では医療機関の受診の

状況、子ども食堂等の利用意向など、Vの公的支援の認知度、利用度、利用意向等では相談相手や公的助成制度等の利用意向のほか、子育てに関する意見、提言についても頂戴することとしております。

また、児童生徒向けの設問といたしましては、自己肯定感に関するもの、心配ごとや悩みごと、親子のかかわり方などの項目を設定することとしております。

次に、②の就学援助制度利用世帯等調査につきましては、Iの世帯の状況からVの公的支援の認知度、利用度、利用意向等までは①の調査と同じ内容でございますが、これらに加えまして、現在の就学援助制度の充足度や制度に関する意見、要望を明記する項目を追加することとしております。

また、③の支援ニーズ調査につきましては、先ほど表面の2の調査内容のところでも御説明申し上げましたが、子育て全般に関する悩みや不安、困っていることなどについて、自由に記載をしていただきまして、それらの支援ニーズに対しまして関係機関と連携し、個別に対応していこうとするものでございます。

最後に、5のスケジュールについてであります。今月11日から県内6カ所の教育事務所で開催いたします市町村指導主事会議におきまして、市町村、教育委員会に対し、調査票の配付方法や回収方法などの具体的なやり方について御説明し、改めて調査の円滑な実施に向けての協力依頼を行うこととしております。

8月20日に調査を開始いたしまして、9月上旬に各学校から県に調査票が提出された後に集計を開始いたしますが、③の支援ニーズ調査につきましては、各家庭から県に調査票が届き次第、速やかに個別支援に向けた対応を行うこととしております。

なお、調査結果の公表につきましては、調査の規模が大きいため、集計や分析に一定の日時が必要と見込まれますことから、中間取りまとめとして、来年の2月を目途に調査結果概要、速報値として報告を行いながら、平成31年度に最終報告を取りまとめたいと考えております。

以上で岩手県子どもの生活実態調査の実施についての説明を終わります。

○**福井せいじ委員長** ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**中平均委員** 概略はわかりましたが、2点ちょっと教えてほしいのですけれども、この調査内容①の子どもの生活実態調査の対象者となっている、小学校5年生と中学校2年生の生徒たちは学校で書くのか、それとも持ち帰って家で書くのか。

私も支援ニーズ調査を書かなければならないのだと思って見ていましたが、①子どもの生活実態調査が約4万4,000人、②就学援助制度利用世帯調査が約1万200人、③支援ニーズ調査が約9万4,000人を足して15万弱のアンケートを8月31日に回収して、集計していくということで、今の予定とすると速報値が平成31年2月とあり、平成31年度で集計した結果を出すということだと思います。一般的にこれは全部アンケート方式なのですが、調査して丸1年以上かけて全部の数値が出るというのは、少し集計に時間がかかるのかなという気がするのですが、その点はどう見ているのでしょうか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 まず、アンケートにつきまして、どこで書くのかということですが、これは教育委員会ともどういった方法があり得るかについて意見調整させていただいたところでございます。学校によりましては、子供に学校で時間をとっていただいて、書いていただくというのがあります。また、配付をいたしまして、御家庭で書いていただく場合もあるということで、その点につきましてはそれぞれの学校にお任せをすることで考えております。

また、2点目でございますが、取りまとめに相当の時間がかかり過ぎるのではないかとのお尋ねでございます。確かに時間は相当程度かかると見込んでおりますけれども、今回このような大規模な調査をいたしますのは全国で初の試みでございます。また、分析に当たりましては、それぞれの項目と、項目間がどう連動するのか、また分析をする上でどういった分析があり得るのか、これにつきましては、専門の方といたしますか、外部の方を含めました評価分析、あるいは施策の提言などを含めた委員会的な組織を含めて検討する必要があるかと考えております。ですので、そういった意味でもなるべく早く結果を出しまして、皆様にお伝えしたいということではございますが、一定程度の時間がかかりますのは、やむを得ないかと思っております。

また、もう一点、現在県で子どもの貧困対策推進計画をつくっておりますけれども、平成31年が最終年度になっております。ぜひその計画の見直しにも努めたいと思っておりますので、平成31年度のなるべく早い時期にまとめたいと思っております。

○木村幸弘委員 ①の子ども生活実態調査の対象者ですが、小学5年生と中学2年生とした意味について、例えば全国の動きといったものと共有していく対応なのか、あるいは何か特別な方針など、理由があるのであれば、説明をいただきたい。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 まず、中学生の関係でございますけれども、中学2年生につきましては、中学校3年生は受験を控えていることもございますし、また中学校1年生につきましては中学校に入って間もないですので、その中間の中学2年生と考えております。

また、小学校の関係でございますが、小学5年生について実施をさせていただくと考えておりますけれども、いわゆる小4ビハインドと言われておりまして、小学生の学力につきましては、大体小学校4年生までで一定程度の基礎が盛り込まれているということで、差がつくのは大体小学校5年生からと言われております。そういった点もございまして、小学校5年生を選択しております。他の都道府県でも先行して実施をしているところにつきましては、おおむね小学校5年生と中学校2年生を対象にしております。そういった意味で他県との比較もできることから、この学年を選択したところでございます。

○千葉絢子委員 調査項目について、児童生徒向け設問で、大きく三つ書いてあるのですが、例えば食事をどのようにとっているかといった、保護者を対象にした5項目についても、何らかの形で子供にも実感として調査するのでしょうか。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 保護者向けの調査の項目と、子供向けの調査の項目

について一部重複がございます。今お話がありましたとおり、食事の関係では、例えば朝食を毎日とっているか、夕食につきましては家族のどなたととっているか、あるいは一人でとっているか、学校側の休みの日も朝食を食べているかといった項目につきましては、親、あるいは子供、両方から調査の項目としているところがございます。そういった意味で、重複した項目にどういった回答があるかということも含めて、この調査の分析をさせていただきたいと考えております。

○千葉絢子委員 今子供たちの生活実態調査の問題の中に、インターネットとかスマートフォンといった関係も子供たちの生活に影響を及ぼしている部分がありまして、そういったことが食事や、生活習慣にかかわってくる部分が指摘されておりますので、ぜひ項目の中にこういった利用の実態なども含めていただきたいと思います。それから学校の先生たちに対しては、教育現場の中でリアルに感じていることについてなどの調査を実施するのか。また、この実態調査の結果というのは、教育委員会などと共有していく方針かどうかについても伺いたしたいと思います。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 1点目のインターネットの関係でございますけれども、子供の調査項目の中に、何か相談事があったときに誰に相談するかという項目を考えておりまして、例えば友人や親といった選択肢の中に、会ったことのないインターネットを通じて知り合った方といったような項目も入れることを考えております。

それから、学校の関係でございますけれども、調査結果につきましては学校と共有してまいりたいと考えております。特に就学援助制度等を利用されている世帯向けの調査におきましては、現在の就学支援制度が十分足りているかですとか、あるいは何かそういう制度に対しての御要望があるかといった項目も盛り込ませていただいておりますので、ぜひそういったところにつきましては有効に活用してまいりたいと思っております。

申しわけありませんが、もう一点についてもう一度お願いいたします。

○千葉絢子委員 学校の先生たちが、子供たちとかかわる時間が長い家庭も相当程度あります。虐待とかそういったものになると、学校の先生からの通報も有力な情報になることもあります。親は世間体とか、あとは記名式とかになってしまうと、どうしても飾って書いてしまう部分があり、実態と乖離する可能性もありますので、子供たちと長くかかわっている先生たちにも、何らかの形でこの調査に御協力いただくことはできないかと思っております。そのほうが精度の高い調査結果になるのではないかということについて。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 大変失礼いたしました。学校の先生との関係でございますが、確かに子供によりましては、学校での時間が長く、親より学校のほうがかかわる時間が長いというところもあるかと思っております。そういったところにつきましては、今後、教育委員会、あるいは学校への説明の中で、場合によっては子供がこの調査を実施することにより、ネガティブな感情を持たれたりとかということもあるかと思っておりますので、そういった配慮も含めまして、十分に意が伝わるように、学校と連携してまいりたいと考えております。

○**福井せいじ委員長** 答弁が違うのではないのか。教師に対しても、こういった調査をすると、より実態が把握できるのではないかという質問ですが。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** 大変失礼いたしました。先生方に対しての調査ということと、先生方からの御意見ということの内容でございました。今のところ県といたしましては、まず保護者と子供への調査ということでございまして、学校の先生につきましてはさまざまな御意見をいただく機会がございますので、さまざま連携をしていく中で、個別の御意見については徹してまいりたいと考えております。

○**千田美津子委員** 私は、この子どもの生活実態調査についてと、ほか2件をお聞きしたいと思います。

まず、この生活実態調査についてですが、これほど大がかりな調査は全国で初めてということで、ぜひ有効な調査となるようにやっていただきたいと思うのですが、先ほど中平委員からも話があったように、速報値は出るとしても、まとめに長時間がかかるという点では、途中の支援ニーズへの個別対応開始が大事になってくると思います。今の時点で個別対応開始については、どの程度、関係機関と連携について話し合いがなされているか、それともこれからなのかも含めてお聞きをしたいと思います。

○**門脇子ども子育て支援課総括課長** 個別支援ニーズの調査についての対応でございませけれども、こちらにつきましては直接県に要望等をいただきましたら直ちに対応させていただきますと考えております。

具体的には広域振興局の保健福祉環境部を通じまして、こちらのほうに連絡をし、対象者の方々に、管轄の市町村あるいは関係機関等と連携をさせていただきながら、できる対応を直ちに始めると考えております。

また、調査の結果がまとまるまで相当時間がかかるのではないかといったお話でございしますが、できるだけ速やかに対応させていただきたいと思っております。ですが、これだけの規模の調査でございしますので、不測の事態も予想されるところでございしますし、実際見通しが立たないところがございします。いずれにいたしましても、その後の施策に対応させるために、できるだけ早くまとめたいと考えております。

○**千田美津子委員** 二つ目は、子供の医療費の無料化に伴う現物給付の検討についてです。2月議会でも、知事は年度内に検討をまとめて報告する、表明をするというお話があったのですが、どのような検討状況にあるのか。できれば9月あたりにそういう条例改正が出ると非常にありがたいと思うのですが、まずその点がどうなっているかお聞きします。

○**佐々木健康国保課総括課長** 医療費の現物給付の関係につきましては、昨年度の9月議会におきまして、現物給付を小学生まで拡大することに関する請願が議会で採択をされたという経緯を承知しております。それ以降は内部で検討を進めてまいりまして、先般、市町村と意見交換を行う場を持っております。さまざまな意見をいただいておりますが、拡大に伴いまして、例えば費用負担の問題ですとか、県の財政支援のあり方をどうするかといったような、さまざまな御意見を頂戴したところでございまして、そういった課題を整理

しながら、どういった調整をしていくのかというところを内部で検討をして、やるか、やらないかも含めまして検討を進めております。

実施につきましては、基本的にはどのタイミングでやるかを含めて検討を進めているところではございますけれども、さまざまな意見がございます。あとは、例えば受給者証の発給のタイミングや、年度の切れ目といったさまざまな考え方があるようでございますので、そういった市町村の意見も踏まえながらどういった対応ができるか、どういった対応が一番スムーズな取り組みなのか、子供たちのために、子育て支援として、いい対応ができるのかといったことも含めて、請願が採択されたことも踏まえまして、検討を進めているところでございます。

ただ、現在そういった意見交換の調整の段階でございますので、今後、課題を整理していくに従って、さまざまな方針が固まっていくと思いますので、方針が決まりましたら、議員の皆様にお知らせしたいと思っております。

○千田美津子委員 県議会としても、先ほどお話があったように、県民の要望を取り上げて採択しているわけですので、実施するか、しないかも含めてと最初答弁されましたが、する方向でぜひ前向きな検討を早期にお願いしたいと思います。これは要望にします。

二つ目は、本会議で千葉絢子副委員長も児童虐待について取り上げました。これは大事な課題で、東京都目黒区、それから北上市で悲しい事件になったわけですがけれども、これは北上市にとどまらない、どこでもあり得ることかもしれないので、北上市の事例も見ながら、県内で市町村の相談体制、それから児童相談所の体制を抜本的に検討していく必要があると思います。

それで、6月8日付で市町村に指導の文書を送ったようではありますが、その後の市町村の実態把握はどの程度なされているか。それから、改めて岩手県でのこういう事件が起きないような体制をどうやってつくるか、その決意も含めてお聞きしたいと思います。

○八重樫保健福祉部長 本会議でも御答弁申し上げましたが、児童相談所の職員を初めとしまして、本県の児童福祉関係者全員が今回の事件の発生に心を痛めております。また日々虐待相談等に対応しているわけですが、その中でどうすれば児童虐待が防げるのかということ全員で思い悩みながら、全力で業務に当たっているところであります。

県としては、千田委員からも御指摘のありましたとおり、関係機関との情報共有でありますとか、体制強化に全力で取り組んで、今回の事件を二度と繰り返さないように取り組んでまいりたいと思います。千葉絢子委員の御質問の中で市町村の児童相談体制の常勤、非常勤の体制がどのようになっているかというような御質問もありましたので、そうした市町村の体制もしっかり検討しながら、県も市町村も一体となって取り組んで、まさに地域における児童虐待の見守り体制を充実させていくことが大切であります。今の御指摘も踏まえて、再発防止を含めて、対応、体制にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○千田美津子委員 私も地元の市町村の体制について聞き取りを行ってきました。去年の法律改正によって若干体制が強化をされたことで、今時点の問題点はないと言い切られたので、そうなのかなと逆に心配になってきた面もあります。ですから、通知を出すと同時に、千葉絢子副委員長が言われたように、常勤、非常勤も含めて本当にそれでやれるのかと体制を把握していただきたい。

それから、情報共有をしていくということが掲げられております。北上市でもそうですが、情報共有が個人の判断で、余りひどい状況だと思わなかったという程度に終わってしまっているところもあると思います。情報共有が単なる要綱の取り扱い上の文言に終わらないよう、それを日々練って改善をしていくことが大事だと思います。

一つは、これまでもやっているかと思えますけれども、もっと綿密な研修会をやっていたきたいし、今回の事件を踏まえて、市町村がどう実態を改善しているかも調査をしていただきたいと思っています。

それから、児童相談所については、佐藤ケイ子議員が言われたように、県内3カ所の児童相談所では対応し切れないのではないかと思います。そういった意味で、相談員をふやすと同時に、対応し切れない箇所を、例えば広域振興局の中の保健福祉環境部の方々も一緒に、すぐ対応できる状況をつくっていくことが大事かと思いますが、それらについて御見解をお聞きしたいと思います。

○八重樫保健福祉部長 情報共有等については担当の課長から答弁させますけれども、児童相談所の数といいますか、佐藤ケイ子議員からお話のありましたことについて、県では児童相談所の職員をふやして、しっかり相談対応できる体制づくりということで今進めています。

実は、市町村から県の児童相談所に対して通告といいますか、いろいろ通知が来る案件というのは、非常に専門性の高い案件が来ますので、県の児童相談所に専門性も求められております。そのために1カ所の児童相談所の職員がある程度の数がいなくなかなか対応できないという面もありますので、児童相談所の数をふやすと、児童相談所1カ所当たりの職員数がどうしても減ってしまうというところもあって、慎重に検討していかなければならないと考えております。現在のところ県の児童相談所の体制としては37人の児童福祉司ですが、まずはその体制をしっかり強化してやっていきたいと考えております。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 情報共有あるいは市町村のスキルアップといいますか、機能強化という点についてお話を申し上げたいと思います。

まず、研修会が重要といったお話でございましたけれども、全くもってそのとおりだと考えております。現時点でも、毎年度、市町村向けの研修を実施しておりますが、特に福祉総合相談センター、いわゆる中央児童相談所で、市町村の担当者向けの研修を随時実施しております。仕組みについてでございますが、通告があった場合の受理会議や、あるいは判定をするための会議ですとか、実際の場面に市町村の担当者の方をお呼びして、実際どのように、そういった仕組みを動かせばいいのかというところについて、福祉総合相談

センターで研修も行っており、そういったところを活用していただくことが一つ考えられるところでございます。

また、市町村におきます、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図る必要があるだろうと思っております。ただいま委員からもお話ございましたとおり、北上市の事例では中間報告ということで公表されておりますが、県でお示しをしておりますマニュアルですとか手順が手順どおりに行われていないという実態が今回明らかになりましたので、そういったところを徹底していかなければならないと思っておりますし、そういった機会をぜひ設けたいと考えております。

○千田美津子委員 北上市の中間報告の話がありましたので、県の3月の方針策として、岩手県社会福祉審議会に指導検証委員会を立ち上げると記載をされていたように思います。どういう見通しで、いつごろまでに、再発防止策を取りまとめるといったことが書かれてありましたが、いつごろまでにそれらをまとめていく予定なのかお聞きします。

もう一つですが、北上市の要保護児童対策地域協議会の中で案件が156件と多く、具体の案件の精査ができなかったという話もありました。ただ、要保護児童対策地域協議会でも代表者会議、実務者会議、そしてその下にいろんな案件を精査する会議がどこでも行われていると思ったのですが、それについては北上市ではそういったことはなされていなかったのかについて確認をしたいと思えます。

○門脇子ども子育て支援課総括課長 まず、県の検証委員会の関係でございますけれども、できるだけ早く立ち上げたいと思っております。ですが、再発防止を主眼に置いておりますので、再発防止のためには、今回逮捕、起訴されました父親になりますが、こういった背景、動機を持ってこのような行動を起こしたのが第1段階と思っております。これから公判が行われますが、そういった状況も踏まえながら、確認をしていきつつ、できるだけ早く再発防止策の取りまとめに向けての検証委員会を立ち上げたいと思っております。

また、北上市の個別のケースの検討についてでございますけれども、委員から御紹介がございましたとおり、代表者会議、実務者会議、あとケース検討会議と申しておりますが、個別の検討の仕組みがございます。北上市におきましては、月に1回程度、ケース検討会議が行われているという状況はお聞きをしておりますが、何せ件数が多くございますので、十分な時間をかけられているのかということ、必ずしもそうではないところがあるのかもしれない。その点につきましては、今後、県の検証委員会におきましても確認をさせていただきながら、こういった状況だったのかを把握をしていくことにしております。地域によりましてはケース検討につきまして、例えば専用の、もう少し有効なといいますか、メンバーを限定した実質的な検討をされているといった、さまざまな工夫をしながら行っている地域もございますので、そういったところも御紹介をさせていただきながら、こういった方向がより充実した検討になるのか、ハイリスクの方々に対して適切に対応できる仕組みはどういったことなのかということも含めまして、今後検討してまいりたいと思えます。

○千田美津子委員 私が最初に言ったとおり、今回の事件が起きた、起きないにかかわらず、全県的にきちんとその体制がとれるようにするのが、一番の必要な対応ではないかと思えます。

要保護児童対策地域協議会についても、案件が毎年ふえている中で大変だと思えますが、その1回の会議でできなければ、小まめに行い、必要な支援、対応がなされるような要保護児童対策地域協議会であってほしいし、それをぜひつくっていくことが市町村でも求められていると思えます。ぜひそういった体制づくりがとれるよう、県でリーダーシップをとりながら、条件を整備していただきたいと思えます。私たち議員もこの問題は非常に大事なというか、きちんとやっていかなければならない課題だと思っておりますので、私たち環境福祉委員会に対しても、随時そういった御報告をしていただき、ぜひこれからもそういう立場で取り組んでいただきたいと思えますが、部長から何かありますか。

○八重樫保健福祉部長 まさに増加する児童虐待に対応するために、児童相談所と市町村の役割分担や、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営に関する御提言もいただきましたので、地域における見守り体制を充実させていくために、市町村の相談体制の強化を県としてもしっかりと支援をしていきます。

その要保護児童対策地域協議会に児童相談所の職員が行って、指導、助言を行っているわけでありまして、そこも今後充実強化させていただきますし、研修を通じて市町村の職員の児童虐待対応力の向上を図ることも大事でありますので、市町村を支援していきながら、千田委員からお話がありましたとおり、どこの地域でも児童虐待にしっかりと対応できる体制を県としても目指してやっていきたいと考えております。

○福井せいじ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福井せいじ委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。

それでは次に、医療局から盛岡労働基準監督署から県立中央病院に対する是正勧告への対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○三田地職員課総括課長 それでは、盛岡労働基準監督署から県立中央病院に対して出された是正勧告の概要と対応について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料をごらんください。県立中央病院に対する是正勧告の概要につきましては、去る6月3日に議員の皆様へ文書で情報提供させていただいておりますが、その後の対応状況も含め、御報告させていただくものでございます。

まず、1の経緯でございますが、平成29年3月16日に盛岡労働基準監督署による県立中央病院への立入調査が行われ、本年4月16日に同監督署から県立中央病院に対して是正勧告書が交付されたものでございます。その後、県立中央病院及び医療局本庁において改善に取り組み、6月20日に県立中央病院から同監督署に対して是正報告書を提出しております。

次に、2の是正勧告の概要でございますが、労働基準法及び労働安全衛生法に基づき、是正するよう勧告を受けたものでございます。具体的には（1）、労働基準法第36条に基づく労使協定、いわゆる36協定に定めた手続によらずに、時間外労働の延長をしていること。（2）、36協定の定めを超えた休日労働を行っていること。（3）、臨床工学技士の院内での手待ち時間を労働時間としていないこと。（4）、医師の超過勤務手当が計算誤りにより少なく支給されていること。（5）、衛生管理者や産業医を選任した際の報告書が労働基準監督署に提出されていないこと。（6）、衛生管理者の中に衛生工学衛生管理者の有資格者が選任されていないこと。以上の6項目でございます。

次に、3の是正勧告への対応でございますが、勧告された項目につきましては、県立中央病院において速やかに改善の取り組みを進めておりますが、医師の超過勤務手当が不足している件につきましては、県立病院全体の医師にかかわりますし、制度的な改善も必要なことから、医療局本庁において対応しているものでございます。

具体的には2番の勧告に沿って申し上げますと、（1）につきましては、平成30年5月から36協定の手続に従って時間外労働を延長しております。（2）につきましては、平成30年5月から休日労働が36協定の範囲内となるよう勤務の割り振りに留意をしております。（3）につきましては、臨床工学技士の院内での手待ち時間を労働時間として超過勤務手当を支給する準備を進めるとともに、平成30年5月から交代制勤務に移行しております。（4）につきましては、医師の超過勤務手当の不足額を支給する準備を進めるとともに、同手当の計算方法を改める準備を進めております。（5）につきましては、衛生管理者、産業医について、平成30年5月21日に労働基準監督署へ届け出をいたしました。（6）につきましては、職員に衛生工学衛生管理者の講習会を受講させ、試験に合格したことから、免許が交付され次第、必要な届け出を行うこととしております。

以上の改善に取り組み、6月20日に盛岡労働基準監督署に対して、県立中央病院からは正報告書を提出したところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○**福井せいじ委員長** ただいまの報告に対して、何かありませんか。

○**高橋元委員** かつて知事は、医療の崩壊ということに非常に危機感を持って対応してきたわけです。それに伴って、さまざまな改善処置がなされて、私個人の見解として、この種の問題が出てくるというのは想定しておりませんでしたので、非常に残念な思いをしております。

この件に関して、医療局長としての見解と、それから医療局全体というか、ほかの県立病院で同様のことがないのかについて、今報告がなかったもので、その辺の実態についてお尋ねします。

○**大槻医療局長** 私も医療局に出たり入ったりしておりますけれども、それこそ十数年前に医療崩壊という話がされたときに、医師の36時間勤務という話が出て、それを改善する方向でいろいろと努力をしまいったところでございます。その過程の中で、当直業務そ

のものを、もう少し楽にしなければならないということでの病院の再編を行ってきたところでございますが、そういった中でこういった問題が起こったということは、非常に残念だと思っております。

働き方改革が叫ばれてから、全国各地の病院でこういった課題が顕在化しているところでございます。私どもにも労働基準監督署が入ったことでこういったことになったのですが、運が悪かったということではなく、長時間にわたる労働をするということ自体が問題だろうと考えております。医師にちゃんと理解してもらった上で、お話をしなければならないのですが、超過勤務の管理をきちっとやって、今のところは大きな健康被害が起こったという話は聞いておりませんが、健康被害が起こらないような、勤務環境をつくって、一生懸命やっていたくことによって、県民医療が守られるのではないかと考えておりますので、この課題に関しましては、医療局を挙げてしっかり取り組まなければならないと思っております。

ほかの病院の関係でございますけれども、36協定の相手方に対する通知という手続的な部分については、大変お恥ずかしい話で、言いわけをさせていただきますと、ちょうど東日本大震災津波が起こった後に、どこの病院でも忙しくなって、そのときの事務手続を失念していたというところがあり、そこから手続が余りやられなくなったという傾向があったようでございます。そういった部分も含めて、こういったことについてはきちっとした格好で各病院で取り組むように、通知も発出いたしましたし、各会議の中で周知を図っているところでございます。

○高橋元委員 いずれこういう対応策をまとめられて、それを提出したということでありまして、これをもとに各県立病院でも同様なことを点検しながら、また手続をされると理解するところであります。

医師不足が叫ばれる中でこういう事件が起きるとするのは、岩手県の医療機関は厳しいという捉え方をされたら、大変なことになりますし、県民の医療に対する信頼も損なわれるわけでありまして、何よりも医師の家族から非常に心配だと言われるのが一番怖いと思っております。県民の医療を守る側の方が、健康被害を起こすようでは、これは大変なことになりますので、ぜひその職場環境の改善も含めて、さらに取り組みをしていただきたいと思っております。

○岩崎友一委員 今もありましたように、医師も看護師も足りない状況で、一方ではしっかりと質を担保しながら医療を守るというのは本当に大変だと思います。しかし、今回こういった事案が発生をしてしまったということは大きな問題であって、私がお願いしたいのは、医療局と県立中央病院と労働基準監督署の関係では、この概要にある対応ということになるのでしょうかけれども、今回6項目に対して是正勧告を受けたという中身に関して、何が原因でこういったことが発生したかということが、記載をされていないわけです。やはり再発防止も含めて、しっかり原因分析が必要だと思いますので、その辺を取りまとめた上で改めて環境福祉委員会に資料を提出していただきたいと思うのですが、委員長、よ

ろしくお願いできますか。

○福井せいじ委員長 今回の要望について医療局長いかがでしょうか。

○大槻医療局長 今まで調べている中では複合的な要素があって、その中の一つが手続的なものを失念していたという部分については、非常に恥ずかしい話ですけれども、忙しさにかまけていたところから始まって、それが後々のほうにつながっていなかったという原因になります。それだけではなく、ある程度、勤務について医師の自主性に任せていて、病院内でちゃんと管理をしていない部分も当然あったのではないかと考えております。これは全て言いわけみたいになってしまいますが、そういった部分も含めて、私どもで原因をしっかりと究明しないと次につながりませんので、原因究明はさせていただきたいと思っておりますし、その中身がある程度まとまりましたら、環境福祉委員会に御報告させていただきたいと思っています。

○中平均委員 お二方にも関連してくるのですけれども、お聞きしたいのは、この是正勧告の概要は6項目出ていますけれども、これは県立中央病院の医師に対してということでもいいのかという点についての確認です。あと医療局長から、東日本大震災津波以降、手続上失念しており、どの病院もそうですが、お恥ずかしい話と言っていますけれども、それで許されるのであれば、どの事業所も36協定で苦労しないわけです。そういったところを踏まえて、岩崎委員がおっしゃったとおり、ではどうしてこういうことになって、手続上であれば、これからこうしていくと是正措置をやっていくのは当然なのですが、そういった面を踏まえて、これから医療局としてどうしていくのか、そして、他の県立病院等もどうやっていくのかという点だと思います。そういった点をきちんとやって、このペーパー自体が悪いわけではないのですが、きちんとした資料等をお願いしたいというのが、私からもお願いする点です。

あと、是正勧告の概要にある、有資格者が選任されていなかったという点は、有資格者を衛生管理者に選任することは、医療局内部でもそうなっているものではないかと思うのですが、それが労働基準監督署に指摘されるまでわからなかったということ自体が管理としてどうなのかという思いもあります。そういった点を、ある程度書類なりそういうところをきちんとしていけば、今回こういった指摘ということの6項目のうち、(4)の計算誤りというのは、先ほど話あったお互いの認識の違いということもわかりますし、(5)は何となくわかるのですけれども、(3)の手待ち時間を労働時間にしていないというのも、普通に考えれば待機している時間かと思うのですが、拘束している以上それはということになるでしょうし、それが(4)に絡んでくるところだと思うのですけれども、そういった点を含めて、より丁寧に内容をまとめた上で、再発防止を含めてまた提示させていただきたい。手続上やっていなかったというのは、当然きちんと今後に向けてということをやっていないければ同じことを繰り返すと思うので、その対応はきちんとさせていただきたいという点を申し添えて終わります。

○福井せいじ委員長 先ほど岩崎委員からの申し出のとおり、詳細をしっかりと調べた上

で改めて御報告いただきたいということでもあります。お願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** なければ、これをもって医療局からの報告を終了いたします。医療局の皆様は退席されて結構です。

次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回、8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、子育てサポートセンターの取組についてとしたいと思います。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、8月の委員会において継続審査とされた場合は、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、岩手医科大学附属病院移転後の救急医療体制確保に係る課題等についてとしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** 御異議がないようですので、さよう決定しました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてではありますが、お手元に配付しております平成30年度環境福祉委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福井せいじ委員長** さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。